

## 平成 25 年度 鳥取県公共事業評価委員会 会議録

- 1 日時 委員会 : 平成 25 年 9 月 3 日 (火) 午前 11 時 10 分~午後 0 時 10 分  
現地調査 : 平成 25 年 9 月 3 日 (火) 午後 1 時~午後 3 時 30 分
- 2 場所 委員会 : 中部総合事務所 205 会議室  
現地調査 : 東伯郡琴浦町~西伯郡大山町地内
- 3 出席者【委員】小林委員、小池委員、井上委員、清水委員、戸田委員、安川委員、  
楠本委員  
【説明者】県土整備部 : 倉元道路建設課長、瀬村道路建設課長補佐、小椋係長  
【事務局】総務部 : 平野工事検査課長、宇和田検査専門員他  
【傍聴者】 2 名

### 4 概要

#### (事務局) 開会・会議の成立

本日は、7 名の委員が出席されており、本日の委員会は成立している旨を報告。

今年度は知事からの諮問案件はないが、事業の一部について計画施設整備の目処が立つまで事業を休止という答申を平成 21 年度の本委員会で行った案件について、その休止の手続きの完了報告と地元の再度要望により休止部分のうちの一部について他の事業手法により縮小整備する計画について報告する。

この件について会長から本委員会に報告する必要があるとの判断をいただき、本日の評価委員会を開催することとした。

これ以降の審議については会長にお願いする。

#### (会長) 議事録署名委員の指名等、公開非公開の決定

事務局から報告のとおり、当委員会において先に休止の答申を行った案件についての休止手続きの報告とその後の動きがあるので、報告をお願いしたい。部分的ではあるが委員会で休止と答申した案件について、別の事業で再整備することが決められた。この委員会のメンバーの中には当時の委員さんも複数おられるので、別の事業とは言えあらためて動き出すことになった経緯について報告を受けておくことが望ましいと判断し、事務局と相談の上、委員会を開催させていただくこととした。

正式な諮問案件ではないが、委員会の諸規程を準用して委員会運営規程第 4 条の議事録署名委員は、安川委員と井上委員にお願いする。

また、運営規程第 5 条に委員会は原則公開と決めているが、本日の会議の公開について事務局の方で何か意見があるか。

(事務局) 特になし。

(会長) 委員の皆様には、原則公開としたいがいかがか。

(委員) 特になし。

(会長) 公開として取り扱わせていただく。

なお、委員からの質疑や県の回答の中で、個人情報や稀少動植物分布情報、企業の経営情報などの非公開にすべき情報がある場合には、その都度この場で協議して部分的に委員会を非公開としたい。

本日の委員会の進め方について諮りたい。

先に報告案件について概要説明を聞いた上で質疑を行いたいと思う。その後昼食後に東伯中央広域農道の現地調査を予定しているので、そのように進めたいと思うがいかがか。

(委員) 特になし

(会長) 了解が得られたということで、会議終了後に引き続いて現地調査を実施したい。

では、報告案件の事業について県土整備部から報告に至る経過や概要の説明を聞きたいのでお願いします。

(道路建設課長) 平成 21 年度の評価委員会において休止という答申をいただいたことを受けて、事業として休止と答申をいただいた部分について中止の変更の手続きが完了した。

平成 21 年度の再評価に諮問した時点の東伯中央地区広域農道事業の説明をする。

倉吉市の桜から大山町の羽田井を結ぶ全長 19 キロ強の広域農道である。事業期間は平成 6 年度から 29 年度、全体としては 185 億 4 千万円が予定されていた。途中の年度の 21 年度の評価委員会で再評価を受けたもの。

当時の審議概要は、7 回審議が行われ、通常の B/C ではなかなか数字があがらないということで、残事業費の B/C の算定ということで評価をし、指摘を受けたところ。

主な指摘は、走行経費削減効果を最悪のシナリオで検討すること。農水省のマニュアルで行うと効果の分については、東伯中央地区全体で当初計画されていた広域集出荷施設などの計画施設ができたあかつきでの交通量とか、そういうものを前提としてマニュアル上ではできるが、その時点ではまだ施設が立地する見込みがないということで現状での交通をベースに算定すること。施設計画の中に入っていた施設を見込ま

ずに検討したものである。その施設とは資料4ページの中で赤の枠囲いがしてある5つの施設が該当の施設になる。これにより再算定し、休止の答申をいただいた。その時点で未完成工区として残っていたのは2工区と4工区の全部、3工区と5工区の一部である。その中で3工区だけが残事業でのB/Cが1を超えたため、継続の答申をいただいた。

その他の未完成工区については、広域農道と密接に関係する施設が具体化するまでの間休止、という答申を平成21年度に受けたところ。

平成21年度の答申を受けて今年度までの状況は、広域集出荷施設の建設の見込みは答申を受けた以降も再開の見込みは立っていない。ただ、地元の方から全体の事業で行うこととなっていたものについて、今ある道はそれでしのごとしても、道がないところはお願いしたいとのがあった。しかし、広域農道としての事業では中止することの手続き、受益者の方に同意の押印をいただく手続きが必要であり、昨年度同意をいただいて年度末に事業計画を変更した。変更とは、黒の点々の部分を中止として土地改良法上の中止の手続きを行ったということ。

休止の答申を受けた区間の平成21年度以降の動きは、答申を受けた直ぐ後に琴浦町から西側の区間について代わりになる町道や県道がなく道路ネットワーク上繋がる必要があるため、是非とも作って欲しいと要望があった。

5工区の図面の黒の部分は平成21年度の時点で出来ていた。橋梁は建設中であつたが出来たあかつきには緑の部分の林道を使えば通れるのではないかということであつた。

当方からも、(その当時) そのニュアンスでお伝えしたのかもしれないが、工事用道路で当時はある程度の通行ができていたということかもしれないが、土地の所有者が財産区であり、管理を適切に行うことがなかなかやりづらい状況にある。現状では倒木があつたり、路面が浸食を受けたり、中央には草が繁茂しており、一般車が通れる形の幅ではない状況である。

完成済み区間が他と繋がる、一般車両が通れるまでの道がないということもあつて効果が発揮しづらいという状況。

5工区沿線に養鶏施設の計画が浮上。林道と言っていた作業道の東側、今現在は道がないところであるが、地形上非常に平坦な土地があり、養鶏施設を町として誘致する候補地として浮上してきた。養鶏施設は会社として大規模にやっており、今年度の初めに西山養鶏団地を作ってオープンされた。これが第1の養鶏団地の誘致、第2番目に「帽子取」というところがあるが、ここで開発行為の手続きを進めているところであり、これが終われば次にここにという意向もあるというような状況の変化がある。

平坦な土地があり、ある程度まとまったところを得られることから造成のコストが非常に安くなることも見込まれている。

そういうこともあり、昨年度の12月にこの区間について琴浦町から再度要望書が提出されたというもの。別添資料の12ページにその要望書の写しを付けている。

この要望を受けて、現在は2車線整備から1車線整備に規模を縮小するなど実現可能な手法を検討している。

中止の手続きをした広域農道は2車線、車道幅員6m全幅8mであったが、これを1車線、車道幅員4m全幅5mと規模を縮小し、道として繋げたい。事業可能な手法を今検討しているところ。

その縮小整備を検討しているところは、代替道路のない5工区の町道を除いた1.7キロの区間について、幅を縮小した形でできないか検討している状況。

答申を平成21年度に受けてからその後の状況変化等々を含めて、休止の答申をしていただいた内の一部を、縮小整備ということで検討しているところの報告である。

(会長) 一通りの説明をいただいた。休止手続きとあるが、実際には中止手続きと受け止めても構わないということだが、そういった手続き完了の報告及び整備概要の説明に対して委員の方から意見、質問を頂戴したい。

中止或いは休止の決定に関わられた方もおられるので意見、質問があるかと思う。

(委員) この縮小整備にかかる事業費はどのくらいなのか。

(道路建設課長) 1.7キロの部分の詳細な事業費を出しているわけではないが、2車線整備と1車線整備の概ねの割合という感じでざくっと計算すると、7億くらいと思う。

(委員) トンネルとか橋梁はなしか。

(道路建設課長) トンネルはないが、小さな橋梁は出てくるかもしれない。橋梁といっても谷を渡るボックスカルバートくらいのものになるかもしれない。

(委員) 事業費の負担区分とか、整備はどうやってやるのか。

(道路建設課長) 事業費の財源については今検討中。実現できるものということ。

(委員) 県道になるのか。

(道路建設課長) 県道は難しいと思う。新設する県道はインターチェンジのアクセス道路くらいしかなく、或いは県道のバイパスということもあるが、この位置に県道のバイパスは非常に考えにくい。町道か、町道と農道の組み合わせになるのではないか。手法については、これから町の方と一緒に受け入れていただける中身を検討していく。財源上もそれに見合った、要件にあったものでなければできない。

(委員) 当初計画でいくとこの2車線は何億になるのか。

(道路建設課農道係長) 12～13億円である。

(委員) 町道の区間も1車線か。

(道路建設課長) 1車線である。

(委員) これはもともと休止ということで答申したところだが、今回は養鶏場ができるからということで出てきたことなのか。それとも別に要望がずっと出ていたものか。

(道路建設課長) 休止の答申をいただいた後に琴浦町から出された要望書の中では養鶏施設の話は出てきていない。これ以降の動きである。

この時点では代替道路のあるところはしのぐけれども、それが無い所については道をつけて欲しい。

一部代替道路として県道の狭いところの整備の要望もある。しかしながら、平成21年度以降に養鶏施設の候補地として浮上してきたのが新しい状況。

それと合わせて、この区間に1車線でもいいので道路を繋いで欲しいというもの。

(委員) 上中村と羽田井の二つの集落を結んでいるが、この集落の人口はどのくらいか。

(道路建設課長) 確認する。

(委員) 海に向かって繋がっている道路はないということか。迂回するのは大変なのか。

(道路建設課長) 県道赤碕大山線が繋がっている。

(委員) 大山側は繋がっていないのか。

(道路建設課長) 繋がっていない。途中で谷を渡る道はない。

(委員) 平成 21 年の時に中止にして、ただし橋梁を作っていたので、これを生かすには作業道に繋げることがベストだということで他は止めてしまったもの。繋いだ方がいいということで、そこまでは作りましょうという話はしたが、その先（作業道）は何もしていなかったということか。

(道路建設課長) 工事中用道路として使い、その後財産区に返してそのままである。

(委員) 当時は、その道路を有効に使えばいいということで終わったような気がする。だから止めても大丈夫だということであった。作業道までは繋げないと意味がないということで、そこまではやりましょうという話だったと思う。

(会長) そのこのところについては、工事中の中止の決定後整備は進んでいないという説明である。

(道路建設課長) そうである。

(委員) 整備計画はなかったということか。

(道路建設課長) そうである。現道ではなく財産区の持っている土地を工事中用道路と使わせていただいております、その一時期は通ることはできたけれども、ということである。

(委員) 作業道は今も通ることができるのか。

(道路建設課長) 写真で見ていただいたように車両が通れるような状況ではない。

(会長) どの集落の財産区か。

(道路建設課長) ここは安田財産区の土地になる。

(会長) ポイントになるのは B/C の計算をするとすると、進出予定の養鶏施設の事業規模や経済的効果がどのくらいあるのかというところが大きなポイントになるが、話を聞いていると具体的な試算を行えるような計画段階にはまだなっていないのか。

(道路建設課長) そうである。これまでの 1 期、2 期、3 期の全体についてどれくらいの目標かという会社の経営計画は聞いてはいるが、具体的にここがどのくらいの規模かまでは具体化していない状況。

(委員) 養鶏場ができたとして、出荷するにはこの道（上中村側の道）は通らず、この道（羽田井側の道）を通るのではないか。ほとんど交通量とか関係ないのでは。この工場からこの工場に移動するときぐらいしかない。出入荷にはほとんど影響ない。

(道路建設課長) 養鶏施設としてはそうだが、資料の 5 ページ、東側の町道の代替道路の所には一部農地もあり、営農として利用される。

(委員) ここが繋がって唯一メリットがあるのは、ここが切れたときである。

(道路建設課長) この道路が必要だという理由の一つとして、平成 19 年の災害の時に上中村の集落が孤立したこともあって、赤の部分にも繋がる道が欲しいということもある。

(委員) 何日間くらい孤立していたのか。

(道路建設課長) 今はっきりは分からない。

(委員) その時はどうやって生活していたのか。

(道路建設課長) 車では通れないので歩かれていたのだと思う。

(委員) 養鶏施設が進出ということで、規模はまだ未定であるが、この道路が完成したら赤松にある広域堆肥センター、広域飼料センターにこの養鶏場とこの辺の関係は密接に繋がっていくことを考えなかったら道路の意味がない。

(道路建設課長) 昔計画はされていたものだが、今その施設（の具体的な計画）はない。

(委員) これがあれば作っても十分だけれども、ないのであればだめですね。道路を作るのであれば、計画の中でこのようなものも浮かんでこなければ難しい点がある。

(道路建設課長) こちらだけでなく、黒いところをかってこちらの道路（赤碕大山線）に出るという使われ方もある。

(委員) 養鶏場の進出の条件としてこの道路があがっているのですか？。道路ができたなら進出しますという言い方をされているのか、それとも道路がなくても出てくるのか。

(道路建設課長) 道路がないと進出できない。

(委員) 道路を作るという前提に進出計画があるということか。

(道路建設課長) 造成するのに適地があるということ。

(委員) 工業団地とは違った意味合いか・・・。

(委員) 通行止になった時は、山にあがる道も止まっていたのか。

(道路建設課長) いける道がない。細い道があっても繋がっていない。

(委員) 用地は前の工事の時に買ってあるのか。用地買収は必要ないということか。

(道路建設課長) ほぼ終わっている。

(委員) 橋のところまで作ってあってほとんど使われていない、繋げたいという気持ちもよく分かるし、ここをつなげば集落は孤立を免れるというのもよく分かるが、養鶏施設がどうこうを抜きにすると7億円かかるわけであるが、他の道で7億円で繋げるところがあるのではないか。県の中で7億円でもっと孤立集落をなくす方で重要なところはないのか、という視点ではどうか。この整備は要望が出ているからか。

(道路建設課長) 県道としては中々難しいと思っているので、例えば町道としてやる場合には、町の中でどういう優先順位で考えていくのかということになっていくのかもしれない。

(委員) 町道でやる場合には、買収してある土地は県が町に払い下げるのか。

(道路建設課農道係長) 引き渡す(無償譲渡)のか、払い下げすることになると思う。

(会長) あと足りないところは現地調査を見せていただき、いろいろ補足をさせていただきたいと思う。養鶏施設は、4ページの資料では丸印が一つであるが、5ページの資料では二つ丸がついている。どういう関係か。

(道路建設課長) 5ページは、細かく二つの丸を表示していなかったもの。

(会長) 候補地が二つあるということか。どちらか一つということか。

(道路建設課長) 今は両方と聞いている。

(会長) 一方だけであれば整備しなくても繋がるような絵になっている。大きな丸の方であれば整備しなければならない。

(道路建設課長) オレンジの点線の直ぐ東側は山になっているので、現地を見ていただければと思う。

(委員) 養鶏場の計画があるということは、出荷先がもう決まっているのか。

(道路建設課長) 西日本の大きな出荷拠点の一つとして養鶏会社は考えており、出荷はオールジャパンのイメージである。

(会長) この会社は旧東伯町農協の施設を買って運営している。ブロイラー養鶏で食鶏をここで飼育して川沿いの処理施設に運んで解体調整して全国に出荷していくという構想か。

(道路建設課長) この辺りに加工処理施設がある。

(工事検査課長) 加工処理場に行くのに海の方まで行くのではなく、この候補地から今回計画している道を通って他の養鶏場を経由して行くことはないのか。

(道路建設課長) そういうこともあり得るかと思う。加工場所までの経路についてまで細かくは承知していないが、可能性としては十分にあるかと思う。

(委員) 加工場は東伯町の二軒屋のところか。

(道路建設課長) そうである。なお、先ほど委員から質問のあった集落の人口は上中村が67人、羽田井が225人。

(会長) 羽田井と書いてある右側に、黒く既に整備した道路があるが、県道と接続されているのか。

(道路建設課長) 左側が県道赤碕大山線にタッチしている。

(会長) 中止をした時の委員さんもおられるので、その時の議論の様子を思い起こしながら確認しておきたいことがあればお願いします。

(委員) 前回、5つの施設の開発が念頭にあって道路計画ができていたが、それはほとん

どゼロでしょうということで現地調査を行い、工事は進捗しており橋を渡ったら目の前は壁、トンネルがないような所もあった。

(会長) 議論の内容を整理すると、今回の事業を変更して整備を進めようとする狙いは、一つは養鶏施設の進出というところであって、これが一番大きなファクターであって、その他にも上中村の生活道路確保が浮かび上がってきている。

(委員) その時は上中村の生活道路の話はあまりでなかったように思う。それよりは杉地とか大杉の話の方が多く、上中村の話は出なかった。その話が出ていたら、どこと繋ぐかと議論に出ていたと思う。

(会長) 上中村の皆さんの通勤、通学道路はどのルートになっているのか。

(道路建設課長) 中心部が海側になるので、ここに町道が北上しているし、沿線に集落があるので、この道になると思う。

(委員) もう既に整備されている立派な橋と道路がある。これは全く使われていない。こういうものを維持していくにしても何にしても、繋げて利用者がいないと維持できなくなる、印象もよくない。せめて繋いだ方がいいというものもあるかと思う。  
本当に無駄な道路の典型的である。その理由をここに求めることはできなくもない。

(会長) 以上でよろしいか。もし、必要であれば現地に出かけたときに質問を受けたいと思う。  
午前中の部はこれで終わりとする。

(現地調査) 現場確認 終了 午後3時30分

#### 【9月4日に委員から次の意見あり (要約)】

橋梁が完成しており、これにかかった経費がむだにならないことを考えると琴浦町の要望には反対したくはないが、琴浦町は、琴浦町のみならず鳥取県の将来を見通した「経済的効果」、「将来的構想」を基本とした構想で要望すべきであり、琴浦町の将来を見通した構想を確認後、この区間の道路が完成することを望みます。

平成25年9月3日

会 長 小 林 一

署名委員 安 川 敦 子

署名委員 井 上 望